

○川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成7年3月16日
条例第14号

(事業系一般廃棄物の処理)

第27条 事業者は、第7条の規定により定められた計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分せなければなければならない。

- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、第21条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。
- 3 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。
- 4 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。
- 5 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう命ずることができる。